

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 3 1 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 4 条第 1 項
処 分 の 概 要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 質屋営業法第 3 条第 1 項第 9 号、第 1 号～第 3 号、第 5 号～第 7 号（許可の基準） ・ 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） ・ 質屋営業法施行規則第 3 条の 2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者） ・ 質屋営業法施行規則第 5 条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審 査 基 準： 新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第 3 条第 1 項第 9 号イ及び同号ロの欠格事由に該当しない、現実には当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業が期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：25 日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：